

鹿児島市営繕工事等における情報共有システム活用試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は鹿児島市建設局建築部が発注する営繕工事において、情報共有システムを活用した工事等を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 公共工事において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 情報共有システムは、「鹿児島市電子納品ガイドライン【建築・設備編】」に定めたものでASP方式とする。

2 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上決定することとする。なお、発注者は、同一工区内で複数工事間の情報共有が必要等の合理的な理由がない場合、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げない。

(対象工事等)

第4条 建設局建築部発注工事又は業務委託（設計業務委託又は工事監理業務委託に限る。以下同じ。）を対象とする。

2 前項の工事等であっても、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、受発注者協議の上、対象外とすることができる。

(試行方法)

第5条 受注者は、第4条第1項に規定する工事又は業務委託において、契約後、速やかに「情報共有システム」の活用の意向を工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定するものとする。

(システムにかかる経費)

第6条 情報共有システムにかかる経費は見積等により算定し、工事においては共通仮設費に積み上げ、業務委託においては特別経費に積み上げる。

(システム利用者等)

第7条 発注者のシステム利用者は、監督員又は調査職員、担当係長、課長を原則とし、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、係員等を含めることができるものとする。

2 受注者のシステム利用者は、現場代理人、配置技術者に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

(その他)

第8条 この要領のほか、「鹿児島市電子納品ガイドライン【建築・設備編】」に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。

2 発注者が指定する工事又は業務委託については、遠隔臨場の対象とする。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。